

龍 谷 大 学

世界仏教文化研究論叢

第 62 集

2 0 2 3

龍 谷 大 学

世界仏教文化研究論叢

第 62 集

目次

基礎研究部門 親鸞浄土教総合研究班 真宗善本典籍研究プロジェクト

存覚における逆謗撰取の理解について……………杉岡孝紀……………(一)

——親鸞思想からの展開を考える——

基礎研究部門 親鸞浄土教総合研究班 真宗学研究プロジェクト

玄智『考信録』の基礎的研究(その2)……………塚本一真……………(三)

西村慶哉

基礎研究部門 古典籍資料総合研究班

「仮名書き絵入り往生要集」の享受に関する小考……………和田恭幸……………(四)

基礎研究部門 大蔵経総合研究班

貞慶と宗性の地蔵菩薩信仰……………浅井尚希……………(一六)

——『地蔵講式』と『地蔵菩薩感応抄』との比較を通して——

基礎研究部門 特定公募研究 (共同研究)

大瀛『横超直道金剛錚』の

翻刻とその意識 (その二)……………三浦真証……………(一七)

基礎研究部門 (個人研究)

松尾芭蕉と『奥の細道』名を冠した菓子……………部 矢 祥 子……………(二三)

——菓子から学ぶ芭蕉と『奥の細道』——

基礎研究部門 (個人研究)

トマス・アケイナスの貪食論……………山 口 雅 広……………(四七)

——西欧中世における食の倫理の側面——

応用研究部門 萌芽的公募研究 (個人研究)

明治期における真宗伝道の諸相……………釋 大 智……………(七九)

基礎研究部門 特定公募研究（個人研究）

弥彦妙多羅天女信仰と奪衣婆的要素……………坂 知 尋……………（83）

基礎研究部門 特定公募研究（共同研究）

釈尊絵伝に表された女神と女性の物語……………岩 田 朋 子……………（61）

基礎研究部門 仏教史・真宗史総合研究班

“The Hansei Zasshi”（『欧文反省雑誌』）の

創刊とその背景……………中 西 直 樹……………（47）

基礎研究部門 西域総合研究班

小川貫式師旧蔵資料の総合的研究……………三 谷 真 澄……………（1）

佐 藤 智 水

CONTENTS

Articles:

- The Exclusion and Grasping of Grave Offenders and Slanderers of the
Dharma in Zonkaku.
.....Takanori SUGIOKA.....(1)
- A Fundamental Research of the Koshinroku by Genchi(2)
.....Kazumaro TSUKAMOTO, Yoshiya NISHIMURA.....(21)
- A study of picture book of the Ojoyoshu
.....Yasuyuki WADA.....(41)
- Jōkei's and Sōshō's Worship of Jizō Bodhisattva: Through comparing the
Jizō-kōshiki and the Jizō-bosatsu-kannōshō
.....Naoki ASAI.....(65)
- Reprint and Translation of Daiei's Ocho-jikido-kongohei(2)
.....Shinsho MIURA.....(87)
- Research on Japanese sweets named after “Matsuo Basho” and
“Oku no Hosomichi”: Learn “Basho” and “Oku no Hosomichi” with
Japanese sweets
.....Sachiko HEYA.....(113)
- Thomas Aquinas' Theory of Gluttony: An Aspect of Food Ethics in the
Western Middle Ages
.....Masahiro YAMAGUCHI.....(147)
- The Various Aspects of Shin Buddhist Propagation in the Meiji Period
.....Daichi SHAKU.....(179)
- Myōtara Tennyō Worship and the Elements of Datsueba
..... Chihiro SAKA.....(83)
- Tales of Goddesses and Women in the Illustrated Biography of
Shakyamuni Buddha
.....Tomoko IWATA.....(61)
- The Foundation and Background of Magazine “The Hansei Zasshi”
..... Naoki NAKANISHI.....(47)
- Multi-sectorial research on the Dr. Kanichi Ogawa material Collections
—— at first, chiefly on the rubbing collections
..... Mazumi MITANI, Chisui SATO.....(1)

○世界仏教文化研究センター規程

平成27年 3月25日

改正 平成28年 5月12日

平成30年 3月 1日

平成30年11月22日

平成31年 2月14日

(目的)

第1条 この規程は、世界仏教文化研究センター（以下「センター」という。）の運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）に、龍谷大学学則第70条及び龍谷大学短期大学部学則第46条に基づき、センターを設置する。センターは、龍谷大学の建学の精神に基づき、仏教を機軸とした国際的な研究拠点を形成し、現代世界の切実な諸課題に応え得る指針を提示することで、国際交流の推進、教育への還元と社会への貢献を目的とする。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 仏教に関する研究事業
- (2) 仏教に関する国際交流事業
- (3) 仏教に関する教育事業
- (4) 仏教に関する社会貢献事業
- (5) その他センターが特に必要と認めた事業

(センター長及び副センター長)

第4条 センターに、センター長及び副セン

ター長各1名を置く。

- 2 センター長は、センターの事業を統括し、センターを代表する。
- 3 センター長は、学長が指名する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 副センター長は、運営委員会で選出する。
- 7 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 センターは、次の各号に定める事項について審議し決定するため、世界仏教文化研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) センターの研究、国際交流、教育及び社会貢献に関する事項
- (2) センターの管理及び運営に関する事項
- (3) その他運営委員会が特に必要と認めた事項

(構成等)

第6条 運営委員会は、次の各号に定める者によって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各研究部門長
- (4) 学長が指名する者 若干名
- (5) 研究プロジェクト代表者
- (6) 研究部長
- (7) センター事務部長

2 前項第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 運営委員会は、必要ある場合は、構成員以外の者に運営委員会への出席を求め、その意見を求めることができる。

(運営)

第7条 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、構成員2分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。

(研究部門長会)

第7条の2 センターは、次の各号に定める事項について審議し決定するため、センター長のもとにセンター研究部門長会（以下「部門長会」という。）を置く。

- (1) 運営委員会への提案事項に関すること
- (2) センターに係る日常的な業務の運営に関すること
- (3) 運営委員会から委任された事項

2 前項第3号に関して運営委員会から、審議決定の委任がなされた事項に関しては、部門長会の審議決定をもって執行することができる。ただし、その結果については直近に開催される運営委員会に報告し、了承を得なければならない。

3 部門長会は、次の各号に定める者によって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各研究部門長

4 部門長会は、必要ある場合は、構成員以外の者に部門長会への出席を求め、その意見を求めることができる。

5 部門長会は、構成員3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意により決定する。

(部門等の設置)

第8条 センターに、次の3つの部門を置き、その下に複数の研究班及び研究プロジェクトを置くことができる。

- (1) 基礎研究部門
- (2) 応用研究部門
- (3) 国際研究部門

2 各部門に研究部門長1名を置く。研究部門長は、運営委員会で選出する。

3 研究班及び研究プロジェクトの設置及び改廃は、運営委員会により審議する。

4 研究プロジェクトは、次の各号のとおりとする。

- (1) 外部資金導入型研究プロジェクト
- (2) 大学が特に必要と認めた研究プロジェクト

(付属研究センター)

第9条 センターに設置する研究班及び研究プロジェクトは、研究の活性化・高度化を推進するために、運営委員会が必要と認める場合「付属研究センター」と呼称することができる。

2 付属研究センターの運営等については、

運営委員会が別に定める。

(研究員等)

第10条 センターには、次の各号に定める研究員、研修員及び補助員を置くことができる。

- (1) 専任研究員
- (2) 兼任研究員
- (3) 客員研究員
- (4) 招聘研究員
- (5) 嘱託研究員
- (6) 受託研究員及び受託研修員
- (7) 博士研究員
- (8) 研究系アシスタントスタッフリサーチ・アシスタントA又はリサーチ・アシスタントB

(専任研究員)

第11条 専任研究員は、研究所等における専任研究員任用規程により、運営委員会が推薦した者を学長が任命する。

- 2 専任研究員の待遇は、本学の専任教育職員に準ずる。

(兼任研究員)

第12条 兼任研究員とは、本学の専任教育職員で、センターの研究、国際交流、教育及び社会貢献の活動に参加する者をいう。

- 2 兼任研究員は、運営委員会が候補者を推薦し、その候補者の所属する機関・教授会の議を経て、学長が委嘱する。
- 3 兼任研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第13条 客員研究員とは、学外の研究者で、一定期間センターの研究、国際交流、教育及び社会貢献の事業に参加する者をいう。

- 2 客員研究員は、センター長が候補者を推薦し、運営委員会の決定を経て学長が委嘱する。

- 3 客員研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(招聘研究員)

第14条 招聘研究員は、招聘研究員任用規程により、運営委員会が推薦した者を学長が任命する。

(嘱託研究員)

第15条 嘱託研究員とは、前2条に規定する研究員以外の者で、センターの研究、国際交流、教育、研究及び社会貢献の活動に参加する者をいう。

- 2 嘱託研究員は、センター長が候補者を推薦し、運営委員会の決定を経て学長が委嘱する。

- 3 嘱託研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他研究員等)

第16条 第10条第1項第6号から第8号までの研究員、研修員及び補助員の職務及び任用については、別に定める。

(事務組織)

第17条 センターの事務は、世界仏教文化研究センター事務局が行う。

(改廃)

第18条 この規程の改正は、運営委員会の議を経て、評議会において決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 仏教文化研究所の廃止に伴い、同研究所の事業については、世界仏教文化研究セン

ターが引き継ぎ，推進するものとする。

付 則（平成28年5月12日旧第9条～旧第14条繰下，旧第15条繰下・改正，旧第16条及び旧第17条繰下，第9条新設）

この規程は，制定日（平成28年5月12日）から施行し，平成28年4月1日から適用する。

付 則（平成30年3月1日付則（平成27年

3月25日）第1項改正，第2項追加）

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年11月22日第10条改正）

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成31年2月14日第6条，第8条，第12条改正，第7条の2新設）

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

刊行の辞

龍谷大学世界仏教文化研究センターは、現代社会における切実な諸課題に答え得る国際的な仏教研究拠点の形成を目指し、2015年4月1日に設立されました。「浄土真宗の精神」に基づき、社会への貢献という高等教育機関に与えられた重要な使命の一端を担っていきます。

その研究成果として、『世界仏教文化研究論叢』第62集をここにお届けいたします。これは『佛教文化研究所紀要』（第56集終刊）を引き継ぐものです。

当センターでは先達諸氏が築いてくださった仏教文化研究所の伝統を継承するとともに、国際的研究交流をより一層推進し、加えて現代社会やそこに生きる人間が抱える諸問題に答える研究活動を積極的に展開していきます。

世界仏教文化研究センター
センター長 脇田 健一

世界仏教文化研究論叢 第62集

令和6年3月5日 印刷

令和6年3月12日 発行

編集者 世界仏教文化研究センター
センター長 脇田 健一

印刷者 河北印刷株式会社

発行所 龍谷大学 世界仏教文化研究センター
〒(600-8268) 京都市下京区七条通り
大宮東入ル大工町 125-1
龍谷大学内
Tel 075-343-3458 内線5400
Fax 075-343-4022

BULLETIN
OF
RESEARCH CENTER
FOR WORLD BUDDHIST CULTURES
RYUKOKU UNIVERSITY

No. 62

RESEARCH CENTER FOR WORLD BUDDHIST CULTURES

RYUKOKU UNIVERSITY, KYOTO, JAPAN

2 0 2 3